平成２８年９月の主な動き、取組

１　雇用失業情勢への対応（平成２８年７月内容）

有効求人数	33,148 人	対前年同月比　6.8%増（23 か月連続の増加）
有効求職者数	34,255 人	対前年同月比　9.1%減（75 か月連続の減少）
有効求人倍率	1.03 倍	対前月　0.01Ｐ減

・各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
・積極的な求人開拓の実施
・若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

２　「障害者就職面接会」を開催します

9 月の「障害者雇用支援月間」に合わせて、障害者・事業主双方への就業に関する出会いの場を提供するために「障害者就職面接会」を県内 2 か所で開催します。

開催日時・場所

日　　時	会　　場
9 月 16 日（金） 午後 1 時～4 時	ホテル　さつき苑
9 月 29 日（木） 午後 1 時～4 時	鹿児島サンロイヤルホテル

３　ハローワーク鹿児島の鹿児島市役所における常設窓口の設置について

生活に困っている方々に対し、鹿児島市が行う福祉関係業務等とハローワークの無料職業紹介等の業務をワンストップで実施することにより、きめ細やかなサービスを提供するため、鹿児島市役所に常設窓口を設置します。

開設日	開設式　10 月 17 日（月）9:30～9:50　・　利用開始 10:00～
場　所	鹿児島市役所　東別館１階

４　労働災害の増加傾向を踏まえ、「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」を設定し、労働災害防止対策の強化に取組んでいいます

―　設定期間　8 月 15 日～11 月 30 日　―

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」を設定・展開し、県下の各事業及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

５　平成２８年度全国労働衛生週間説明会の開催について

メンタルヘルスケア対策の充実や化学物質のリスクアセスメントを主眼に 9 月 5 日から県内 20 か所で説明会を開催します。

６　９月は「職場の健康診断実施強化月間」です

全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、事業場に対し、健康診断実施後の措置、健康診断結果の記録の保存の徹底及び医師又は保健師による保健指導の実施等、集中的・重点的な指導を行っています。

７　平成２７年度に雇用均等室が取り扱った相談・紛争解決援助等の状況をとりまとめました

相談状況は、労働者からの相談件数が男女雇用機会均等法、育時・介護休業法、パートタイム労働法のいずれも増加し、前年度より 1.5 倍となり、過去 3 年間の減少傾向から転じ急増しました。

８　「全国マタハラ未然防止キャラバン」を実施します

平成 29 年 1 月 1 日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が全面施行されることに伴い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられます。そこで、新たに義務付けられる内容等について理解を深めていただくため、労働局は事業主を対象とした説明会を「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打って実施するとともに、特別相談窓口を開設します。

7月の有効求人倍率は1.03倍で、
前月を0.01ポイント下回る

鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.03倍となり、前月を0.01ポイント下回ったものの、前月(1.04倍)に次ぎ、統計開始以来、過去2番目の高水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.44倍となり、前月(1.59倍)を0.15ポイントと、4か月ぶりに下回ったものの、過去5番目となりました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.63倍となり、前年同月(0.49倍)を0.14ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ、6.4%減と10か月ぶりに減少しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(15.3%増)は10か月連続の増加、製造業(3.6%減)は2か月連続の減少、運輸業、郵便業(15.1%減)は2か月連続の減少、卸売業、小売業(2.3%減)は3か月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業(5.5%増)は2か月連続の増加、医療、福祉(2.9%増)は9か月連続の増加、他のサービス業(39.7%減)は8か月連続の減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ11.1%減と5か月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(6.8%減)は5か月連続の減少、離職求職者(13.1%減)は5か月連続の減少、無業求職者(16.4%減)は8か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(24.2%減)は 8 か月連続の減少、自己都合離職者(9.4%減)は4か月連続の減少となりました。

政府の8月の月例経済報告では、公共投資が上方修正された以外、各項目で据え置かれ、景気の基調判断も、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と、据え置かれました。また、雇用情勢は「改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が3か月連続で1倍台となり、有効求人数(同)が、23か月連続で前年同月を上回るなど、全体としては企業の採用意欲は高く、依然、緩やかな改善傾向にあるものの、産業によって、求人の増減にばらつきがみられ、また、今般の熊本地震の当県の雇用・経済に与える影響も含め、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高年齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

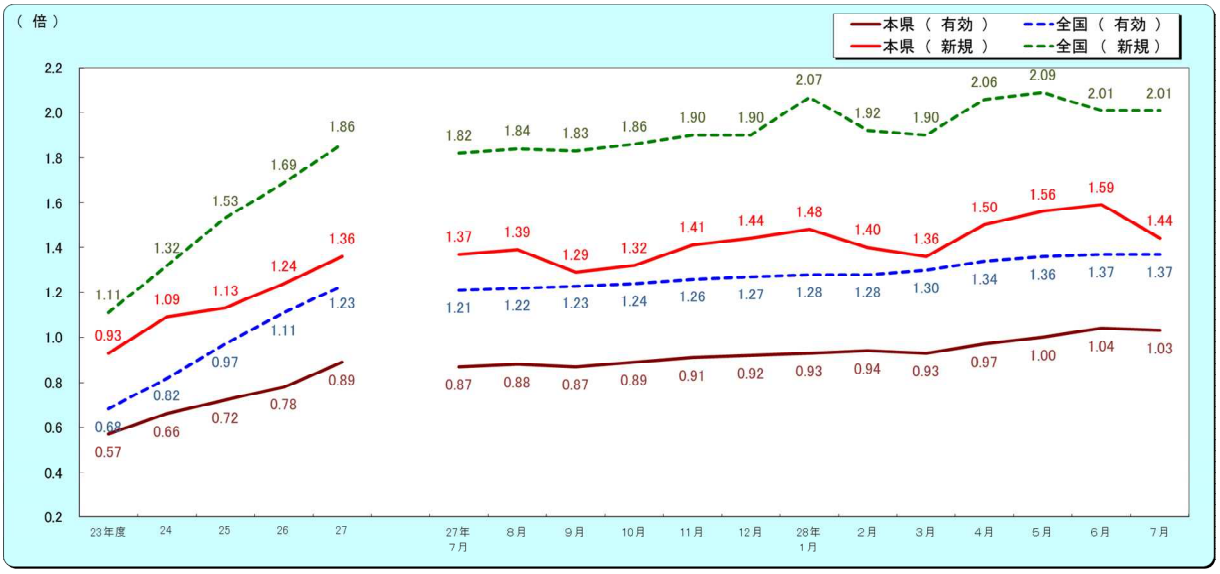

鹿児島労働局発表
平成28年8月30日(火)

鹿児島労働局　職業安定部
職業安定課長　　原　聡士
地方労働市場情報官　　地頭　政
TEL.　099（219）8711

最近の雇用失業情勢

（平成28年7月分）

概　況

・鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.03倍となり、前月を0.01ポイント下回った。
なお、全国の7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.37倍となり、前月と同水準となった。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)

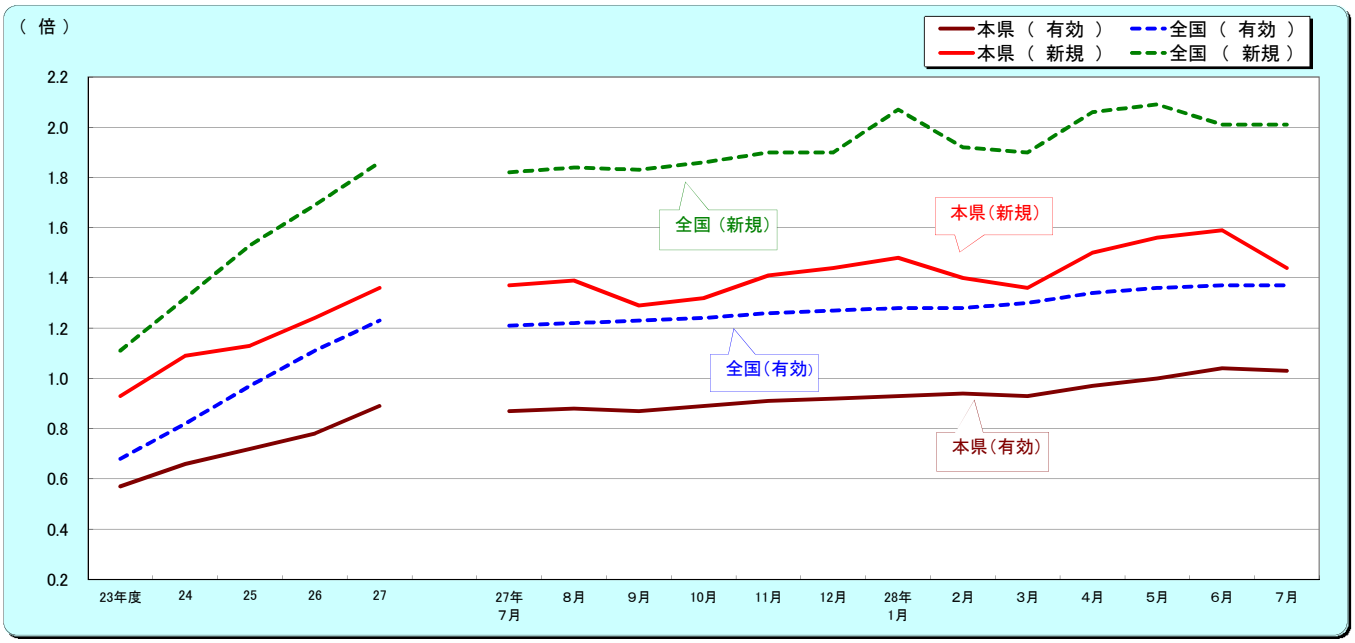

		23年度	24	25	26	27	27年7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
有効求人倍率	本県	0.57	0.66	0.72	0.78	0.89	0.87	0.88	0.87	0.89	0.91	0.92	0.93	0.94	0.93	0.97	1.00	1.04	1.03
	全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.21	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37	1.37
新規求人倍率	本県	0.93	1.09	1.13	1.24	1.36	1.37	1.39	1.29	1.32	1.41	1.44	1.48	1.40	1.36	1.50	1.56	1.59	1.44
	全国	1.11	1.32	1.53	1.69	1.86	1.82	1.84	1.83	1.86	1.90	1.90	2.07	1.92	1.90	2.06	2.09	2.01	2.01

*27年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

7月の**新規求人数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.4%減と10ヶ月ぶりの減少となった。

7月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(15.3%増)は10ヶ月連続の増加、【製造業】(3.6 %減)は2ヶ月連続の減少、【運輸業、郵便業】(15.1 %減)は2ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(2.3%減)は3ヶ月ぶりの減少、【宿泊業、飲食サービス業】(5.5%増)は2ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(2.9%増)は9ヶ月連続の増加、【サービス業】(39.7%減)は8ヶ月連続の減少となった。

7月の**有効求人数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.8%増と23ヶ月連続の増加となった。

(　)内前年同月比(%)

新産業分類	平成27年度（月平均）		平成28年 4月		5月		6月		7月	
新規求人数	12,244	(6.0)	12,511	(2.4)	12,472	(6.3)	13,008	(7.8)	11,627	(▲ 6.4)
D 建設業	838	(6.0)	962	(26.4)	805	(10.4)	1,119	(35.5)	951	(15.3)
E 製造業	1,128	(11.4)	1,224	(16.7)	1,089	(16.0)	1,225	(▲ 5.6)	1,185	(▲ 3.6)
H 運輸業、郵便業	521	(3.2)	536	(3.5)	646	(30.0)	498	(▲ 15.2)	394	(▲ 15.1)
I 卸売業、小売業	2,043	(1.6)	1,919	(▲ 2.0)	2,334	(16.7)	2,085	(12.5)	1,988	(▲ 2.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,004	(8.0)	1,165	(23.0)	1,156	(▲ 4.1)	1,045	(31.8)	933	(5.5)
P 医療、福祉	3,179	(6.7)	3,265	(4.9)	3,220	(14.1)	3,441	(11.8)	3,148	(2.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,587	(4.2)	1,375	(▲ 26.2)	1,352	(▲ 29.3)	1,568	(▲ 22.8)	1,263	(▲ 39.7)
有効求人数	32,231	(9.3)	35,373	(8.0)	33,989	(9.9)	34,194	(10.0)	33,148	(6.8)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。 但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

7月の**新規求職者数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ11.1 %減と5ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、**在職求職者**(6.8%減)は5 ヶ月連続の減少となった。

また、**離職求職者**(13.1%減)は5ヶ月連続の減少、**無業求職者**(16.4%減)は8ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、**事業主都合離職者**(24.2%減)は8ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(9.4%減)は4ヶ月連続の減少となった。

7月の**受給資格決定件数**(16.4%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、**受給者実人員**(12.1%減)は40ヶ月連続の減少となった。

7月の**有効求職者数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ9.1%減と75ヶ月連続の減少となった。

( ) 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年 4月		5月		6月		7月	
新規求職者数	8,992	(▲ 3.7)	11,292	(▲ 12.2)	8,974	(▲ 5.7)	8,554	(▲ 10.6)	7,544	(▲ 11.1)
44歳以下	5,362	(▲ 5.7)	6,088	(▲ 13.8)	5,379	(▲ 7.3)	5,046	(▲ 12.5)	4,407	(▲ 11.4)
※うち34歳以下	3,394	(▲ 6.7)	3,953	(▲ 11.8)	3,352	(▲ 9.9)	3,108	(▲ 14.8)	2,810	(▲ 11.9)
45歳以上	3,630	(▲ 0.6)	5,204	(▲ 10.2)	3,595	(▲ 3.0)	3,508	(▲ 7.8)	3,137	(▲ 10.8)
うち55歳以上	2,076	(2.1)	3,450	(▲ 5.1)	2,061	(▲ 1.7)	1,962	(▲ 10.8)	1,811	(▲ 10.7)
雇用保険受給資格決定件数	2,268	(▲ 2.0)	3,490	(▲ 16.4)	2,887	(1.3)	2,084	(▲ 9.5)	1,884	(▲ 16.4)
有効求職者数	36,098	(▲ 4.3)	37,675	(▲ 5.1)	36,892	(▲ 6.0)	35,948	(▲ 8.5)	34,255	(▲ 9.1)
44歳以下	19,684	(▲ 5.6)	20,086	(▲ 6.8)	19,679	(▲ 7.6)	19,059	(▲ 10.6)	18,250	(▲ 10.7)
※うち34歳以下	12,269	(▲ 6.4)	12,639	(▲ 6.0)	12,392	(▲ 7.6)	11,834	(▲ 11.5)	11,305	(▲ 11.7)
45歳以上	16,415	(▲ 2.6)	17,589	(▲ 3.2)	17,213	(▲ 4.2)	16,889	(▲ 5.9)	16,005	(▲ 7.1)
うち55歳以上	9,986	(0.1)	11,052	(▲ 0.3)	10,828	(▲ 2.5)	10,584	(▲ 5.1)	9,898	(▲ 6.5)
雇用保険受給者実人員	7,341	(▲ 7.3)	6,234	(▲ 7.2)	6,484	(▲ 6.1)	7,166	(▲ 8.5)	7,104	(▲ 12.1)

※(新規常用求職者態様別内訳)

( ) 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年 4月		5月		6月		7月	
新規常用求職者	8,913	(▲ 3.5)	11,220	(▲ 12.3)	8,873	(▲ 5.9)	8,321	(▲ 11.1)	7,399	(▲ 11.9)
在職求職者	2,348	(0.9)	2,020	(▲ 11.0)	1,936	(▲ 12.4)	2,136	(▲ 14.4)	1,916	(▲ 6.8)
離職求職者	5,466	(▲ 3.6)	7,975	(▲ 11.6)	5,813	(▲ 2.5)	5,133	(▲ 10.6)	4,665	(▲ 13.1)
うち事業主都合	1,360	(▲ 5.9)	2,599	(▲ 15.6)	1,347	(▲ 7.7)	1,146	(▲ 19.3)	1,064	(▲ 24.2)
うち自己都合	3,830	(▲ 2.3)	4,839	(▲ 9.6)	4,180	(▲ 0.1)	3,757	(▲ 6.4)	3,361	(▲ 9.4)
無業求職者	1,099	(▲ 11.7)	1,225	(▲ 18.2)	1,124	(▲ 10.8)	1,052	(▲ 6.6)	818	(▲ 16.4)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

7月の**就職件数**(パートを含む)は、前年同月に比べ19.1%減と2ヶ月連続の減少となった。

( ) 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年 4月		5月		6月		7月	
就職件数	3,632	(▲ 3.4)	4,270	(▲ 5.6)	3,969	(2.9)	3,785	(▲ 3.3)	3,100	(▲ 19.1)
44歳以下	2,243	(▲ 6.4)	2,597	(▲ 7.6)	2,430	(3.7)	2,355	(▲ 4.5)	1,852	(▲ 22.0)
※うち34歳以下	1,263	(▲ 7.6)	1,529	(▲ 6.5)	1,364	(0.4)	1,314	(▲ 8.8)	1,003	(▲ 22.3)
45歳以上	1,389	(2.0)	1,673	(▲ 2.2)	1,539	(1.6)	1,430	(▲ 1.2)	1,248	(▲ 14.3)
うち55歳以上	683	(6.2)	872	(6.1)	818	(6.2)	682	(▲ 2.6)	637	(▲ 9.0)
雇用保険受給者	865	(▲ 2.1)	844	(▲ 10.1)	1,015	(9.7)	962	(0.9)	753	(▲ 19.1)

5. 完全失業率(全国)

	25年平均	26年平均	27年平均	平成28年2月	3月	4月	5月	6月	7月
完全失業率 (%)	4.0	3.6	3.4	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0
完全失業者数 (万人)	265	236	222	213	216	224	216	210	203

※完全失業率は季節調整値

＊ 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査 」

正社員の職業紹介状況（原数値）

（　）内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成27年度		平成28年							
	（ 月平均 ）		4月		5月		6月		7月	
正社員新規求人倍率	0.78	(0.09)	0.74	(0.20)	0.87	(0.20)	0.93	(0.24)	0.97	(0.15)
正社員新規求人数	4,692	(8.4)	5,191	(15.6)	5,038	(19.8)	5,093	(16.5)	4,885	(3.2)
全新規求人における構成比	38.3%	(0.8)	41.5%	(4.8)	40.4%	(4.6)	39.2%	(3.0)	42.0%	(3.9)
新規常用フルタイム求職者数	5,990	(▲ 4.2)	7,050	(▲ 15.0)	5,804	(▲ 7.0)	5,481	(▲ 13.9)	5,028	(▲ 12.4)
全新規求職者における構成比	66.6%	(▲ 0.3)	62.4%	(▲ 2.1)	64.7%	(▲ 0.9)	64.1%	(▲ 2.4)	66.6%	(▲ 1.0)
正社員有効求人倍率	0.54	(0.07)	0.59	(0.12)	0.60	(0.14)	0.62	(0.16)	0.63	(0.14)
全　国	0.77	(0.09)	0.79	(0.12)	0.79	(0.12)	0.82	(0.12)	0.85	(0.12)
正社員有効求人数	12,688	(9.6)	14,227	(17.0)	14,013	(19.8)	13,972	(19.4)	13,573	(13.8)
全有効求人における構成比	39.4%	(0.1)	40.2%	(3.1)	41.2%	(3.4)	40.9%	(3.2)	40.9%	(2.4)
有効常用フルタイム求職者数	23,408	(▲ 5.9)	24,046	(▲ 7.2)	23,414	(▲ 7.7)	22,589	(▲ 10.8)	21,714	(▲ 11.3)
全求職者における構成比	64.8%	(▲ 1.2)	63.8%	(▲ 1.4)	63.5%	(▲ 1.1)	62.8%	(▲ 1.7)	63.4%	(▲ 1.6)

※常用フルタイム求職者・・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

平成28年度　鹿児島労働局　安定所別　有効求人倍率（原数値）

※パートタイムを含む　様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	14,854	14,910	14,607	13,965									58,336
	有効求人	15,379	14,655	14,764	14,386									59,184
	求人倍率	1.04	0.98	1.01	1.03									1.01
北薩地域	有効求職	4,837	4,659	4,567	4,385									18,448
	有効求人	4,472	4,315	4,498	4,237									17,522
	求人倍率	0.92	0.93	0.98	0.97									0.95
川内	有効求職	2,466	2,388	2,337	2,248									9,439
	有効求人	2,072	1,934	2,067	1,895									7,968
	求人倍率	0.84	0.81	0.88	0.84									0.84
出水	有効求職	1,827	1,752	1,731	1,657									6,967
	有効求人	1,883	1,858	1,914	1,857									7,512
	求人倍率	1.03	1.06	1.11	1.12									1.08
宮之城	有効求職	544	519	499	480									2,042
	有効求人	517	523	517	485									2,042
	求人倍率	0.95	1.01	1.04	1.01									1.00
大隅地域	有効求職	5,408	4,989	4,678	4,411									19,486
	有効求人	5,042	4,716	4,675	4,549									18,982
	求人倍率	0.93	0.95	1.00	1.03									0.97
鹿屋	有効求職	3,530	3,154	2,985	2,903									12,572
	有効求人	3,467	3,206	3,141	3,085									12,899
	求人倍率	0.98	1.02	1.05	1.06									1.03
大隅	有効求職	1,878	1,835	1,693	1,508									6,914
	有効求人	1,575	1,510	1,534	1,464									6,083
	求人倍率	0.84	0.82	0.91	0.97									0.88
南薩地域	有効求職	4,476	4,376	4,267	4,121									17,240
	有効求人	3,709	3,804	3,804	3,623									14,940
	求人倍率	0.83	0.87	0.89	0.88									0.87
加世田	有効求職	1,574	1,544	1,479	1,445									6,042
	有効求人	1,403	1,485	1,576	1,526									5,990
	求人倍率	0.89	0.96	1.07	1.06									0.99
伊集院	有効求職	1,739	1,755	1,703	1,633									6,830
	有効求人	1,259	1,314	1,272	1,244									5,089
	求人倍率	0.72	0.75	0.75	0.76									0.75
指宿	有効求職	1,163	1,077	1,085	1,043									4,368
	有効求人	1,047	1,005	956	853									3,861
	求人倍率	0.90	0.93	0.88	0.82									0.88
姶良地域	有効求職	5,482	5,307	5,093	4,798									20,680
	有効求人	4,933	4,666	4,640	4,535									18,774
	求人倍率	0.90	0.88	0.91	0.95									0.91
国分	有効求職	4,635	4,438	4,227	4,001									17,301
	有効求人	4,352	4,073	4,034	3,907									16,366
	求人倍率	0.94	0.92	0.95	0.98									0.95
大口	有効求職	847	869	866	797									3,379
	有効求人	581	593	606	628									2,408
	求人倍率	0.69	0.68	0.70	0.79									0.71
熊毛地域	有効求職	722	715	848	799									3,084
	有効求人	526	522	503	493									2,044
	求人倍率	0.73	0.73	0.59	0.62									0.66
奄美地域	有効求職	1,896	1,936	1,888	1,776									7,496
	有効求人	1,312	1,311	1,310	1,325									5,258
	求人倍率	0.69	0.68	0.69	0.75									0.70
県計	有効求職	37,675	36,892	35,948	34,255									144,770
	有効求人	35,373	33,989	34,194	33,148									136,704
	求人倍率	0.94	0.92	0.95	0.97									0.94

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 ・・・鹿児島　　北薩地域 ・・・川内、出水、宮之城　　大隅地域 ・・・鹿屋、大隅　　南薩地域 ・・・加世田、伊集院、指宿

姶良地域 ・・・国分、大口　　熊毛地域 ・・・熊毛　　奄美地域 ・・・名瀬

「障害者就職面接会」を開催します

平成 27 年度の県内のハローワークによる障害者の就職件数が 7 年連続で過去最高となるなど、障害者の雇用は確実に進んでいますが、一方で、障害者雇用の義務のある企業のうち、雇用率達成企業の割合が平成 27 年 6 月時点で 6 割に満たない（59%）状況であることから、さらなる雇用促進が求められます。

このようなことから、障害者の職業的自立の意欲を喚起するとともに障害者の雇用に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めるための障害者雇用支援運動として実施される 9 月の「障害者雇用支援月間」に合わせて、障害者・事業主双方への就業に関する出会いの場を提供するために「障害者就職面接会」を県内 2 か所で以下のとおり開催します。

日 時	会 場	主 催	問合せ先
9 月 16 日（金） 午後 1 時～4 時	ホテル　さつき苑 （鹿屋市西原 1-9-10）	ハローワーク鹿屋	0994-42-4135
		ハローワーク大隅	099-482-1265
9 月 29 日（木） 午後 1 時～４時	鹿児島サンロイヤルホテル （鹿児島市与次郎 1-8-10）	ハローワーク鹿児島	099-250-6071

（鹿児島労働局職業安定部教対策課）

ハローワーク鹿児島の鹿児島市役所における常設窓口の設置について

鹿児島市と鹿児島労働局とは、これまでも鹿児島市域における雇用・労働環境の充実に連携して取り組んでまいりましたが、いわゆる「生活困窮者等」の方々に対する一層の効果的支援を図る観点から、「鹿児島市」と「ハローワークかごしま」とが一体となった支援強化を行うため、鹿児島市役所東別館１階に「常設窓口」を開設することといたしましたので、お知らせします。

開設は、本年１０月１７日を予定しており、鹿児島市が行う福祉関係業務等とハローワークの無料職業紹介等の業務をワンストップで実施することにより、きめ細やかなサービスを提供してまいります。

鹿児島市当局が行う総合的な支援の中で、私どもは、生活にお困りの方々に「就労」による支援を行ってまいりますので、全体の支援体制等については、鹿児島市にお問い合わせください。

開所日程については、下記のとおりです。

記

開 設 日	10 月 17 日(月)　　開設式　9:30～ 9:50　・　利用開始 10:00～
場　　所	鹿児島市役所　東別館1階

● 鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間中　　８月 15 日～11 月 30 日

労働災害の増加傾向を踏まえ、「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」を設定し、労働災害防止対策の強化に取組んでいます

―　設定期間　８月 15 日～11 月 30 日　―

１　鹿児島県における労働災害による休業４日以上の死傷者数は、長期的には減少していますが、平成 27 年は過去５年間で最多となる 1,751 人まで増加し、平成 28 年上半期（１～６月）時点で対前年比 125 人（19.2%）増の 776 人となりました。この平成 28 年上半期の休業４日以上の死傷者数の増加率を都道府県別に比較すると、当県は高い方から３番目に位置し、増加傾向が著しい状況にあります。

２　このような労働災害が急増している状況を踏まえ、鹿児島労働局としては、これまでも労働災害防止対策に取組んでまいりましたが、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしました。

３　この特別期間中、鹿児島労働局及び労働基準監督署は、労働災害防止団体、関係業界団体、発注機関等への労働災害防止対策の重点的な取組の促進に係る特別要請、集中的な現場パトロールの実施、また事業場に対する集団指導、自主点検、監督指導・個別指導・災害調査の重点的な実施など、集中的な取組みを行うこととしています。

４　設定の期間
　平成 28 年８月 15 日～平成 28 年 11 月 30 日

（労働基準部健康安全課）

資料１　鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱（リーフレット）

資料２　平成 28 年　業種別死傷災害発生状況（６月末）

資料３　平成 28 年　業種別死傷災害発生状況（７月末）

鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間
― H28.8.15～H28.11.30 ―

県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数が急増しています【グラフ1】

○ 平成28年上半期労働災害による被災者数 【グラフ2】
　死亡者数：8人（前年同期と同数）
　死傷者数：776人（前年同期より125人・19．2%増加）
○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の約5割を占める 【グラフ3】

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、**「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」**を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう（「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱」（裏面参照））。

◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。
◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立しましょう。
◇ 雇入れ時及び作業変更時の教育を確実に実施しましょう。
◇ 職場におけるリスクアセスメントを実施しましょう。　◇ 熱中症予防対策に取組みましょう。
◇ 高年齢労働者の安全作業対策の実施に取組みましょう。

【グラフ1】
≪過去5年間の労働災害による休業４日以上の死傷者数≫

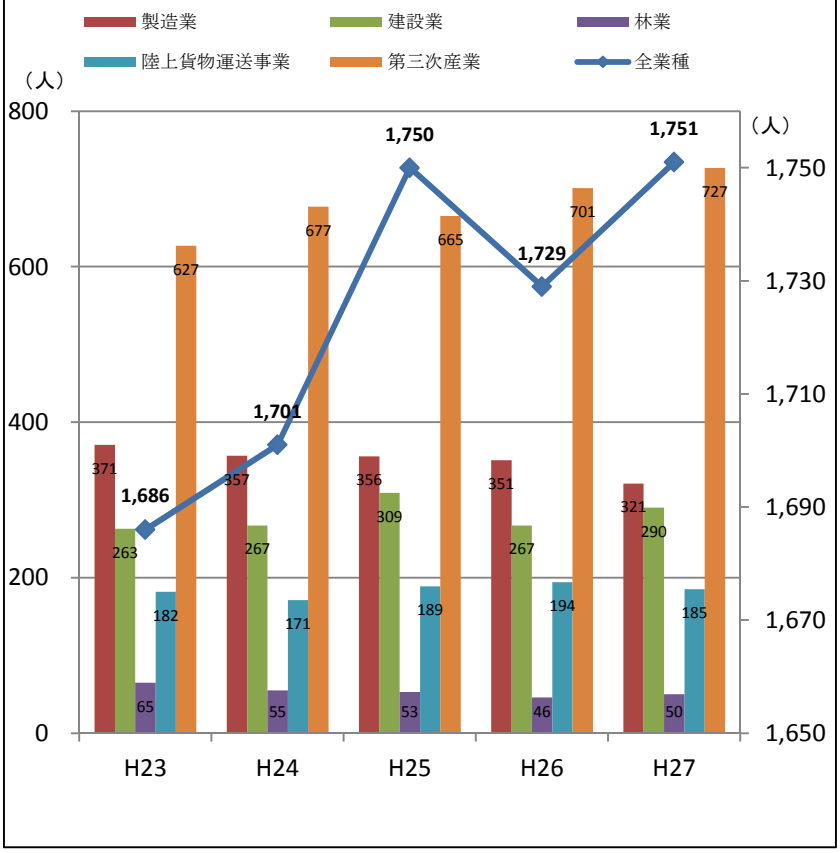

【グラフ2】
≪労働災害による休業４日以上の死傷者数≫
（業種別・H27とH28の比較）

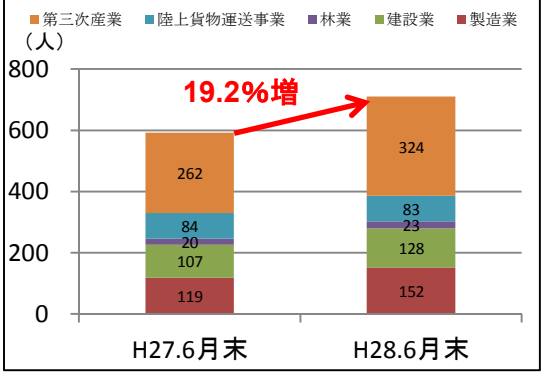

【グラフ3】
≪労働災害による休業４日以上の死傷者数≫
（事故の型別・H27とH28の比較）

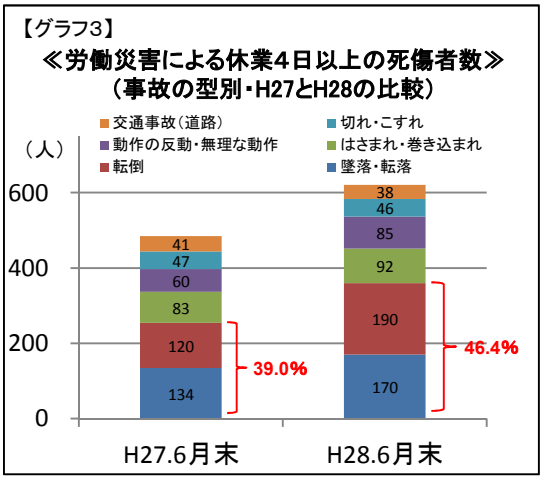

鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱（抄）

1　趣　　旨

鹿児島県における労働災害による休業４日以上の死傷者数は、平成27年は過去５年間で最多となる1,751人まで増加し、平成28年上半期（１～６月）時点でも対前年比125人（19.2%）増の776人となっている。また、労働災害による死亡者数は、平成26年は21人、平成27年は17人と高止まりしている。これらの増加の背景として、人手不足の顕在化、企業における安全衛生管理体制の「ほころび」や作業の効率性を優先した安全対策の不徹底などの問題のほか、小売業を始めとする第三次産業においては、安全に対する意識が稀薄であることや安全についての研修や教育が的確に実施されていないこと、さらには高年齢労働者数が増加する中、高年齢労働者の加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害の増加なども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2　実施期間

平成28年８月15日～平成28年11月30日

3　実 施 者

鹿児島労働局、労働基準監督署

4　実施事項

鹿児島労働局・労働基準監督署

○　労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
○　建設現場パトロールの実施
○　社会福祉施設に対する集団指導の実施
○　食料品製造業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する自主点検の実施
○　ストップ！転倒災害プロジェクト（＊１）の周知・啓発
○　災害多発業種・災害発生事業場に対する監督指導等

（＊１）STOP!転倒災害 プロジェクト

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」　STOP！ 転倒　検索

（＊２）４Ｓとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが４Ｓ活動です。

災害防止団体・業界団体等・事業者

【共通】
○　経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
○　安全衛生管理体制等の整備・促進
○　雇入れ時・作業変更時教育の実施
○　ストップ！転倒災害プロジェクトの取組促進
○　リスクアセスメントの実施
○　高年齢労働者対策
○　熱中症対策の実施

【食料品製造業】
○　４Ｓ活動（＊２）の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
○　食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】
○　足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進
○　伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】
○　伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【社会福祉施設・医療保健業】
○　腰痛予防対策
○　４Ｓ活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】
○　４Ｓ活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

鹿児島労働局健康安全課（H28.8月作成）

平成28年　業種別死傷災害発生状況（6月末）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種＼年	平成28年		平成27年		増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	776	8	651	8	125		19.2%	0.0%
1　製造業	152	1	119	1	33		27.7%	0.0%
1　食料品製造業	97	1	69		28	1	40.6%	
4　木材・木製品製造業	10		2		8		400.0%	
9　窯業土石製品製造業	4		7		-3		-42.9%	
11～12　金属製品製造業	9		8	1	1	-1	12.5%	-100.0%
13～15　機械機具製造業	11		9		2		22.2%	
上記以外の製造業	21		24		-3		-12.5%	
2　鉱業	2				2			
3　建設業	128	2	107	2	21		19.6%	0.0%
1　土木工事業	55	1	32	2	23	-1	71.9%	-50.0%
2　建築工事業	56	1	63		-7	1	-11.1%	
3　その他の建設業	17		12		5		41.7%	
4　運輸交通業	90		88	1	2	-1	2.3%	-100.0%
1　鉄道・航空機業	2		5		-3		-60.0%	
2　道路旅客運送業	9		3		6		200.0%	
3　道路貨物運送業	79		80	1	-1	-1	-1.3%	-100.0%
4　その他の運輸交通業								
5　貨物取扱業	9		9	1		-1	0.0%	-100.0%
1　陸上貨物取扱業	4		4	1		-1	0.0%	-100.0%
2　港湾運送業	5		5				0.0%	
6　農林業	35	2	31	1	4	1	12.9%	100.0%
1　農業	12		11		1		9.1%	
2　林業	23	2	20	1	3	1	15.0%	100.0%
7　畜産・水産業	36	1	35	1	1		2.9%	0.0%
8　商業	99	2	79	1	20	1	25.3%	100.0%
1　卸売業	12		6		6		100.0%	
2　小売業	71	2	63	1	8	1	12.7%	100.0%
3　理美容業			1		-1		-100.0%	
4　その他の商業	16		9		7		77.8%	
9　金融・広告業	10		5		5		100.0%	
11　通信業	5		1		4		400.0%	
12　教育・研究業	7		8		-1		-12.5%	
13　保健衛生業	109		78		31		39.7%	
1　医療保健業	40		26		14		53.8%	
2　社会福祉施設	69		50		19		38.0%	
3　その他の保健衛生業			2		-2		-100.0%	
14　接客娯楽業	51		40		11		27.5%	
1　旅館業	15		9		6		66.7%	
2　飲食店	21		18		3		16.7%	
3　その他の接客娯楽業	15		13		2		15.4%	
上記以外の事業	43		51		-8		-15.7%	
10　映画・演劇業								
15　清掃・と畜業	25		32		-7		-21.9%	
16　官公署	1		2		-1		-50.0%	
17　その他の事業	17		17				0.0%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	83		84	2	-1	-2	-1.2%	-100.0%
第三次産業（8～17）	324	2	262	1	62	1	23.7%	100.0%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	190	24.5%
	2	墜落・転落	170	21.9%
	3	はさまれ・巻き込まれ	92	11.9%
	4	動作の反動・無理な動作	85	11.0%
	5	切れ・こすれ	46	5.9%
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	35	23.0%
	2	転倒	33	21.7%
	3	切れ・こすれ	20	13.2%
	4	墜落・転落	18	11.8%
	5	飛来・落下	10	6.6%
建設業	1	墜落・転落	50	39.1%
	2	はさまれ・巻き込まれ	13	10.2%
	2	飛来・落下	13	10.2%
	4	転倒	10	7.8%
	5	激突され	9	7.0%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	29	34.9%
	2	はさまれ・巻き込まれ	14	16.9%
	3	動作の反動・無理な動作	13	15.7%
	4	転倒	7	8.4%
	4	交通事故（道路）	7	8.4%
林業	1	激突され	8	34.8%
	2	切れ・こすれ	7	30.4%
	3	崩壊・倒壊	2	8.7%
	3	動作の反動・無理な動作	2	8.7%
第三次産業	1	転倒	123	38.0%
	2	墜落・転落	59	18.2%
	3	動作の反動・無理な動作	49	15.1%
	4	はさまれ・巻き込まれ	18	5.6%
	5	交通事故（道路）	22	6.8%
小売業	1	転倒	29	40.8%
	2	墜落・転落	14	19.7%
	3	動作の反動・無理な動作	10	14.1%
	4	交通事故（道路）	5	7.0%
	5	激突	3	4.2%
社会福祉施設	1	転倒	26	37.7%
	2	動作の反動・無理な動作	20	29.0%
	3	墜落・転落	9	13.0%
	4	激突	4	5.8%
	4	交通事故（道路）	4	5.8%
飲食店	1	転倒	6	28.6%
	2	切れ・こすれ	5	23.8%
	3	墜落・転落	2	9.5%
	3	高温・低温の物との接触	2	9.5%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上の災害によるもので、死亡者数を含みます。
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成28年　業種別死傷災害発生状況（７月末）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種＼年	平成28年		平成27年		増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	943	10	810	10	133		16.4%	0.0%
1　製造業	183	1	145	2	38	-1	26.2%	-50.0%
1　食料品製造業	112	1	85	1	27		31.8%	0.0%
4　木材・木製品製造業	12		4		8		200.0%	
9　窯業土石製品製造業	5		8		-3		-37.5%	
11～12　金属製品製造業	12		9	1	3	-1	33.3%	-100.0%
13～15　機械機具製造業	15		11		4		36.4%	
上記以外の製造業	27		28		-1		-3.6%	
2　鉱業	3				3			
3　建設業	150	2	130	3	20	-1	15.4%	-33.3%
1　土木工事業	59	1	42	3	17	-2	40.5%	-66.7%
2　建築工事業	71	1	72		-1	1	-1.4%	
3　その他の建設業	20		16		4		25.0%	
4　運輸交通業	109		108	1	1	-1	0.9%	-100.0%
1　鉄道・航空機業	5		5				0.0%	
2　道路旅客運送業	9		6		3		50.0%	
3　道路貨物運送業	95		97	1	-2	-1	-2.1%	-100.0%
4　その他の運輸交通業								
5　貨物取扱業	11		12	1	-1	-1	-8.3%	-100.0%
1　陸上貨物取扱業	5		5	1		-1	0.0%	-100.0%
2　港湾運送業	6		7		-1		-14.3%	
6　農林業	43	2	37	1	6	1	16.2%	100.0%
1　農業	18		15		3		20.0%	
2　林業	25	2	22	1	3	1	13.6%	100.0%
7　畜産・水産業	43	1	46	1	-3		-6.5%	0.0%
8　商業	120	2	107	1	13	1	12.1%	100.0%
1　卸売業	16		9		7		77.8%	
2　小売業	86	2	86	1		1	0.0%	100.0%
3　理美容業			2		-2		-100.0%	
4　その他の商業	18		10		8		80.0%	
9　金融・広告業	14		6		8		133.3%	
11　通信業	6		1		5		500.0%	
12　教育・研究業	8		10		-2		-20.0%	
13　保健衛生業	135		96		39		40.6%	
1　医療保健業	47		30		17		56.7%	
2　社会福祉施設	87		63		24		38.1%	
3　その他の保健衛生業	1		3		-2		-66.7%	
14　接客娯楽業	64		47		17		36.2%	
1　旅館業	15		12		3		25.0%	
2　飲食店	28		22		6		27.3%	
3　その他の接客娯楽業	21		13		8		61.5%	
上記以外の事業	54	2	65		-11	2	-16.9%	
10　映画・演劇業								
15　清掃・と畜業	33		39		-6		-15.4%	
16　官公署	1		1		0		0.0%	
17　その他の事業	20	2	25		-5	2	-20.0%	
陸上貨物運送事業（４－３・５－１）	100		102	2	-2	-2	-2.0%	-100.0%
第三次産業（８～17）	401	4	332	1	69	3	20.8%	300.0%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	228	24.2%
	2	墜落・転落	202	21.4%
	3	はさまれ・巻き込まれ	113	12.0%
	4	動作の反動・無理な動作	105	11.1%
	5	切れ・こすれ	64	6.8%
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	41	22.4%
	2	転倒	38	20.8%
	3	切れ・こすれ	27	14.8%
	4	墜落・転落	21	11.5%
	5	飛来・落下	11	6.0%
建設業	1	墜落・転落	60	40.0%
	2	はさまれ・巻き込まれ	14	9.3%
	2	飛来・落下	14	9.3%
	4	転倒	13	8.7%
	5	激突され	11	7.3%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	37	37.0%
	2	はさまれ・巻き込まれ	16	16.0%
	3	動作の反動・無理な動作	15	15.0%
	4	転倒	8	8.0%
	4	交通事故（道路）	8	8.0%
林業	1	激突され	8	32.0%
	1	切れ・こすれ	8	32.0%
	3	崩壊・倒壊	2	8.0%
	3	動作の反動・無理な動作	2	8.0%
第三次産業	1	転倒	148	36.9%
	2	墜落・転落	67	16.7%
	3	動作の反動・無理な動作	62	15.5%
	4	交通事故（道路）	29	7.2%
	5	はさまれ・巻き込まれ	25	6.2%
小売業	1	転倒	33	38.4%
	2	墜落・転落	16	18.6%
	3	動作の反動・無理な動作	11	12.8%
	4	交通事故（道路）	5	5.8%
	4	激突	5	5.8%
社会福祉施設	1	転倒	33	37.9%
	2	動作の反動・無理な動作	24	27.6%
	3	墜落・転落	10	11.5%
	4	交通事故（道路）	6	6.9%
	5	激突	4	4.6%
飲食店	1	転倒	10	35.7%
	2	切れ・こすれ	7	25.0%
	3	墜落・転落	2	7.1%
	3	高温・低温の物との接触	2	7.1%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上の災害によるもので、死亡者数を含みます。
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成２８年度全国労働衛生週間説明会の開催について

～メンタルヘルス対策の充実や化学物質のリスクアセスメントを主眼に９月５日から県内２０か所で説明会を開催～

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところであり、昭和 25 年から始まり今年で第 67 回を迎えました。

今年度の全国労働衛生週間は、「健康職場　つくる　まもるは　みんなが主役」をスローガンとして、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として展開されます（平成 28 年度の実施要綱は資料 1）。

準備期間中に、全国労働衛生週間説明会を資料 2 の日程表のとおり、労働基準監督署ごとに開催します。

特に今年度の説明会では、①鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間を実施していること、②11 月 30 日までに 1 回はストレスチェックを実施しなければならないこと、③適用が 640 種類に拡大された化学物質に対する表示やリスクアセスメントの実施の必要性等について周知を行うために、広く事業所の出席を呼び掛けているところです。

（労働基準部健康安全課）

資料 1　全国労働衛生週間実施要綱
資料 2　全国労働衛生週間説明会日程表

資料１

平成 28 年度全国労働衛生週間実施要綱

１．趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第１回実施以来、今年で第 67 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成 27 年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が 251 人、精神障害の労災支給決定件数が 472 人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約 2,200 人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また､業務上疾病の被災者は長期的に減少し､平成 27 年は前年から 47 人減少して 7,368 人となった。疾病別では腰痛が 74 人減少したものの、4,550 人と依然として全体の６割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。一方、熱中症については、前年から 41 人増加して 464 人となり、近年 400～500 人台で高止まりの状態にある。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成 26 年６月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっている。

また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年７月閣議決定）に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められている。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年６月閣議決定）に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康職場　つくる　まもるは　みんなが主役」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

２．スローガン

「健康職場　つくる　まもるは　みんなが主役」

３．期間

10 月１日から 10 月７日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、９月１日から９月 30 日までを準備期間とする。

４．主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５．協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

６．協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７．実施者

各事業場

８．主唱者、協賛者の実施事項

１０（２）の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

（１）労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

（２）雑誌等を通じて広報を行う。

（３）労働衛生講習会等を開催する。

（４）事業場の実施事項について指導援助する。

（５）改正労働安全衛生法を周知する。

（６）その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

９．協力者への依頼

主唱者は、上記８の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

１０．実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

（１）全国労働衛生週間中に実施する事項

ア　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

（２）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

①　重点事項

ア　改正労働安全衛生法に関する事項

（ア）平成 27 年 12 月１日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実な実施

（イ）平成 28 年６月１日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS 交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施

a. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認

b. 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDS の入手状況、危険有害性情報の確認

c. SDS により把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進

d. ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進

（ウ）平成 27 年６月１日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施

c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

イ　その他の重点事項

（ア）疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成 28 年２月 23 日付け基発 0223 第５号、健発 0223 第３号、職発 0223 第７号）に基づく以下の事業場環境整備

a. 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

b. 研修等による両立支援に関する意識啓発

c. 相談窓口等の明確化

d. 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備

（イ）労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

a. 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明

b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実

施状況の評価及び改善

c. ４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供

d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

e. 自殺予防週間（９月 10 日～９月 16 日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施

f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

（ウ）過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

b. 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底

c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

（エ）職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針（平成 25 年６月 18 日付け基発 0618 第１号）に係る以下の対策の推進

a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施

c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

（オ）溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止

a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底

b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底

② 労働衛生３管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

（ア）労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

（イ）総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

（ウ）衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議

（エ）危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

（オ）現場管理者の職務権限の確立

（カ）労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

イ 作業環境管理の推進

（ア）有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

（イ）局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底

（ウ）換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

ウ　作業管理の推進

（ア）自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

（イ）作業管理のための各種作業指針の周知徹底

（ウ）適切､有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

エ　健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施

（ア）健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底

（イ）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

（ウ）高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

（エ）小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

オ　労働衛生教育の推進

（ア）雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

（イ）衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

カ　心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

キ　快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ク　労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進

ケ　職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

③　作業の特性に応じた事項

ア　粉じん障害防止対策の徹底

（ア）第８次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進

a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策

c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

d. 離職後の健康管理

（イ）改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

イ　熱中症予防対策の徹底

（ア）暑さ指数（ＷＢＧＴ値）が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避

（イ）自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取

ウ　電離放射線障害防止対策の徹底

エ　騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

オ　振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

カ　ＶＤＴ作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるＶＤＴ作業における労働衛生管理対策の推進

キ　化学物質による健康障害防止対策等の徹底

（ア）化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底

（イ）有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底

（ウ）建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底

（エ）特殊健康診断等による健康管理の徹底

ク　石綿障害予防対策の徹底

（ア）建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

（イ）吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

（ウ）石綿製品の全面禁止の徹底

（エ）離職後の健康管理の推進

ケ　酸素欠乏症等の防止対策の推進

（ア）酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

（イ）換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

④　東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

ア　建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

イ　東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

ウ　平成 24 年８月 10 日付け基発 0810 第１号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

⑤　平成 28 年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

資料2

第67回　全国労働衛生週間　説明会 日程表

	日時	会場	所在地
鹿児島署管内	9月13日（火） 13:30 ～	鹿児島総合卸商業団地協同組合	鹿児島市卸本町
	9月15日（木） 13:30 ～	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島市城山町
	9月15日（木） 13:30 ～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月20日（火） 13:30 ～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ いにしへホール	南さつま市加世田川畑
	9月20日（火） 14:00 ～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月21日（水） 13:30 ～	シーサイドガーデンさのさ	いちき串木野市長崎町
	9月23日（金） 13:30 ～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月27日（火） 10:00 ～	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
川内署管内	9月12日（月） 14:00 ～	出水市音楽ホール	出水市文化町
	9月13日（火） 13:30 ～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
鹿屋署管内	9月8日（木） 14:00 ～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田
	9月9日（金） 13:30 ～	志布志市文化会館	志布志市志布志町
加治木署管内	9月12日（月） 14:00 ～	姶良市文化会館 加音ホール	姶良市加治木町木田
	9月13日（火） 14:00 ～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣
名瀬署管内	9月5日（月） 13:30 ～	奄美振興会館　奄美文化センター	奄美市名瀬長浜町
	9月6日（火） 13:30 ～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋
	9月8日（木） 13:30 ～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月13日（火） 13:30 ～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津
	9月28日（水） 10:00 ～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
	9月29日（木） 10:00 ～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花

９月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「日本復興戦略」（平成25年6月閣議決定）のロードマップにおいて、「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、事業場に対し次の事項について集中的・重点的な指導を行うこととしています。

１　健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
２　健康診断結果の記録の保存の徹底
３　一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
４　高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
５　小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

（労働基準部健康安全課）

資料　チェックシート

資料

９月は「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？
次のア～カの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場名称			業種	
所在地			労働者数	男　　人　女　　人 計　　人 うち派遣労働者　　人
担当者職氏名			電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	□1 年以内に行っている 直近の健診実施時期 ＿＿年＿＿月 直近の健診実施機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿		□1 年以内に行っていない □予定している 時期 ＿＿年＿＿月 □未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	□6 ヶ月以内に行っている 直近の健診実施時期 ＿＿年＿＿月 直近の健診実施機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿		□対象者がいない □6 ヶ月以内に行っていない □予定している 時期 ＿＿年＿＿月 □未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。			□行っている □行っていない
エ	健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていますか。			□行っている □行っていない
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。			□行っている □行っていない □該当事案なし
カ	健康診断の結果保健指導を行っていますか。（努力義務）			□行っている □行っていない

※直近の健診実施機関名については、代表する１機関を記入すること。

平成 27 年度に雇用均等室が取り扱った相談・紛争解決援助等の状況をとりまとめました

（１）労働者からの相談件数が前年度より 154 件増加し 441 件となり、過去 3 年間の減少傾向から転じ急増。

平成27年4月より施行された改正パート法に関する事業主からの問い合わせが前年度に比し減少したため、全体の相談件数は減少したが、労働者からの相談件数は 441 件と、前年度より 154 件増加しました。

労働者からの相談件数について、前年度からの増加数を見ると、男女雇用機会均等法 90 件、育児・介護休業法 33 件、パートタイム労働法 31 件となっており、労働者からの相談は三法いずれも増加しています。

（２）法律別にみると均等法に関する相談は、セクシュアルハラスメントが最多の 193 件であり均等法相談の 63%、次いでいわゆるマタニティハラスメントが 50 件であり相談の 16%、合せて約８割を占めている。

均等法に関する相談は、304 件であり、平成 23 年度以降最多となっています。

相談内容は「セクシュアルハラスメント」が最も多く、193 件（63.5%）、次いで、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）」が 50 件（16.4%）となっています。

（３）育児･介護休業法に関する相談は、相談件数全体は 92 件減少したが、労働者からの相談件数は 33 件増加。また、労働者からの相談のうち、いわゆるマタニティハラスメントが含まれる個別の権利侵害等に関する相談件数は 21 件増加し 119 件となった。

「育児休業やその他育児のための制度利用等を理由とする不利益な取扱い」に関する相談が多く、平成 24 年度以降毎年 20 件前後であり、ほぼ横ばい。

これに加えて育児休業制度、育児短時間勤務制度、所定外労働の制限、さらには期間雇用者の育児休業など、労働者自身が利用できる制度についての相談や問い合わせは増加しています。

（４）パートタイム労働法は、改正法が施行前であった前年度に比し、事業所からの相談件数が減少したのに対して短時間労働者からの相談は増加した（75 件は過去 3 年間で最多。）。

是正指導において改正パート法に沿った雇用管理が行われていない 200 事業所に対し過去最多 519 件の是正指導を行った（221 件増加）。

パートタイム労働法の相談件数は、改正法が施行された平成 27 年 4 月 1 日を境に、事業所からの相談が減少し、全体の相談件数も減少しました。一方、労働者からの相談件数は、75 件と前年度より 31 件増加しています。

是正指導件数は、改正パートタイム労働法に沿った雇用管理について確認を行い、519 件の是正指導を実施。前年度より 221 件増加しており、過去最多となりました。

鹿児島労働局では、法律の施行状況を踏まえ、今後も労働者からの相談については、紛争解決援助制度等の活用を含め、迅速かつ適切に対応し、法違反には厳正に対処するとともに、法律の履行を確保するため、事業所を計画的に訪問し指導等を実施します。

（添付資料）別添１　平成 27 年度に雇用均等室が取り扱った相談・紛争解決援助等の状況について

別添1

平成27年度に雇用均等室が取り扱った相談・紛争解決援助等の状況について

1 雇用均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

（1）雇用均等室への相談

◆平成27年度に雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、880件。

○相談件数は、880件で、前年度（1,149件)より269件減少した(図1－1)。
○相談者の内訳を見ると、労働者からの相談が441件（50.1%)で最多、次いで事業主からの相談が346件(39.3%)となっている。

図1－1　相談件数推移（相談者別）

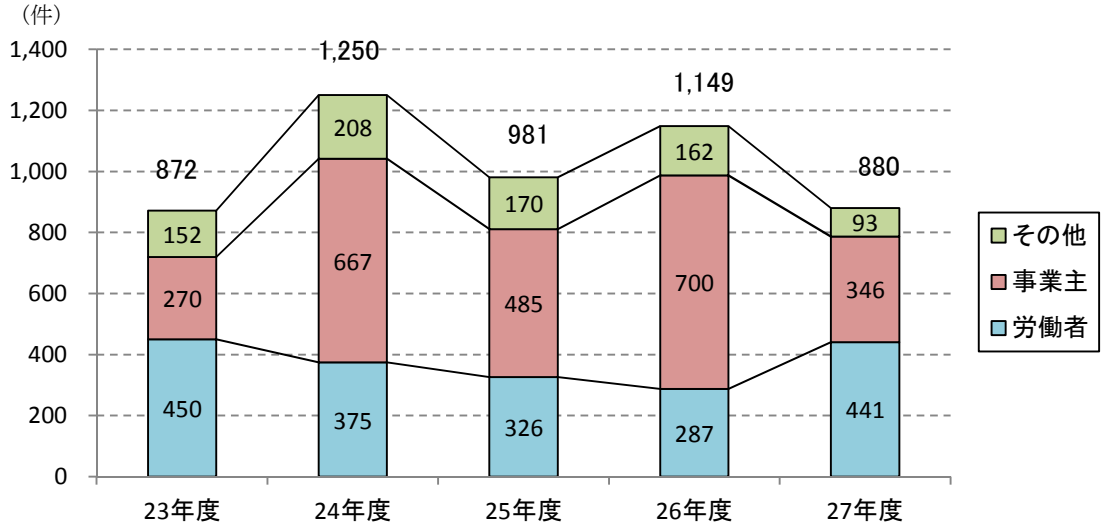

◆平成27年度の相談件数は、男女雇用機会均等法関係が304件で昨年度から13件増加、育児・介護休業法関係は398件で昨年度から92件減少、パートタイム労働法に関する相談が178件であり、前年度より190件減と大幅に減少。（図1－2）

図1－2　相談件数推移（法律別）

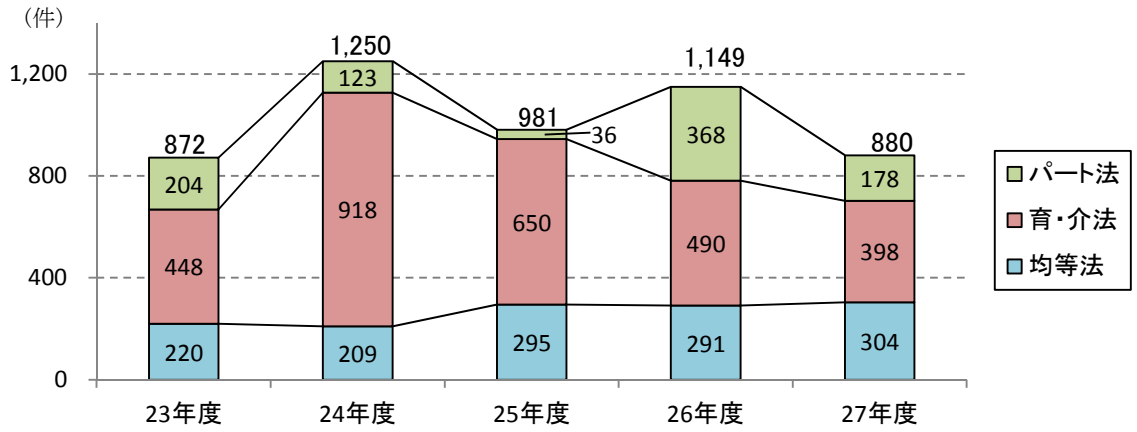

2 男女雇用機会均等法の施行状況

（1）雇用均等室への相談

◆ 相談件数は304件であり、うち労働者からの相談件数は228件で、前年度より90件増加している。相談者の内訳に占める労働者からの相談割合が75%（前年度同割合47.4%）となり、大幅に増加した。
◆内容別ではセクシュアルハラスメントに関する相談が193件(63.5%)で、均等関係の相談の6割を超え、次いで、婚姻、妊娠・出産等を理由とした不利益取り扱い（いわゆるマタニティハラスメント）に関する相談が50件(16.4%)、母性健康管理措置に関する相談が33件(10.9%)と上位３項目で90.8%を占めている。

○平成27年度に、雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は、304件であり、前年度より13件増加しているが、3年間ほぼ横ばい。(図2－1)。
○相談者の内訳を見ると、労働者からの相談が228件であり、全体の75.0%を占めている。
○相談内容別にみると、「第11 条関係(セクシュアルハラスメント)」が18件増加して193件(63.5%)、次いで「第9条関係（婚姻,妊娠･出産等を理由とする不利益取扱い)」は13件増加して50件(16.4%)、「第12 条、13 条関係（母性健康管理)」は3件減少して33件(10.9%)となっている。(図2－2、表2－1)。

図2－1　相談件数推移

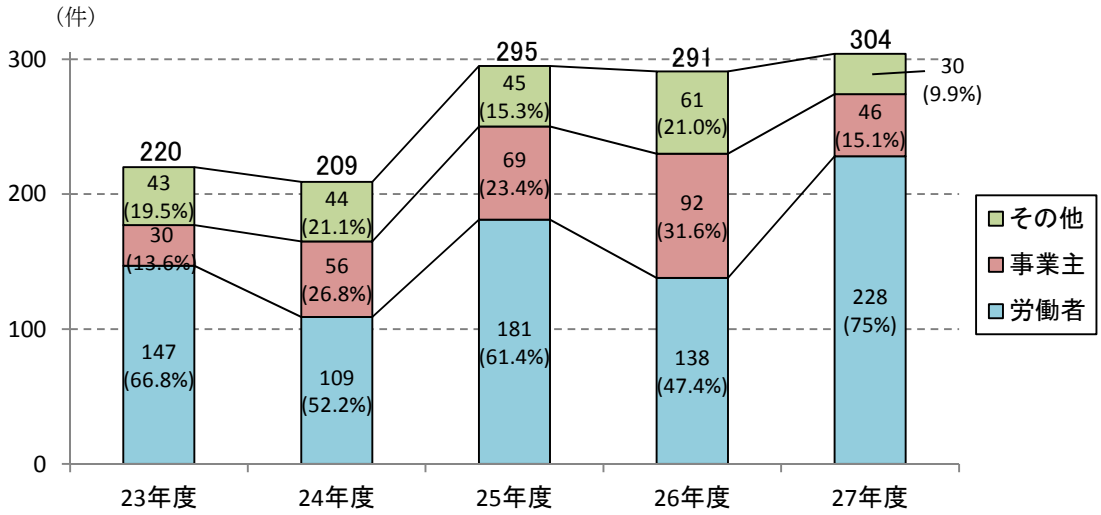

図2－2　平成27年度相談内容の内訳（平成27年度相談件数304件＝100%）

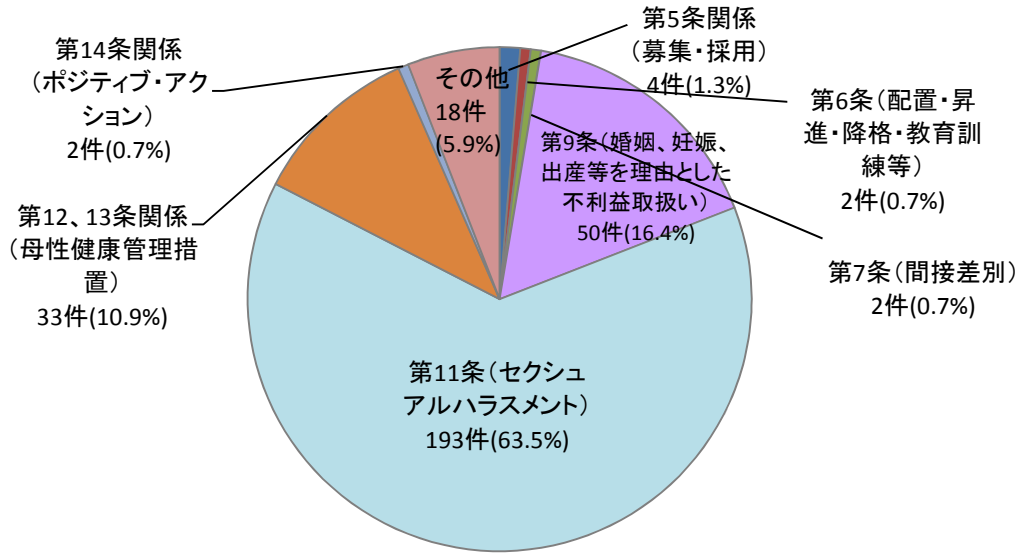

表2－1　相談件数推移　　（件・割合）

条項＼年度	24年度	25年度	26年度	27年度
第5条関係（募集･採用）	12（5.7%）	7（2.4%）	13（4.5%）	4（1.3%）
第6条（配置･昇進･降格･教育訓練等）	9（4.3%）	5（1.7%）	3（1.0%）	2（0.7%）
第7条関係（間接差別）	1（0.5%）	4（1.4%）	12（4.1%）	2（0.7%）
第9条関係（婚姻,妊娠･出産等を理由とした不利益取扱い）	40（19.1%）	46（15.6%）	37（12.7%）	50（16.4%）
第11条関係（セクシュアルハラスメント）	100（47.8%）	177（60.0%）	175（60.1%）	193（63.5%）
第12条,13条関係（母性健康管理措置）	29（13.9%）	31（10.5%）	36（12.4%）	33（10.9%）
第14条関係（ポジティブ･アクション）	6（2.9%）	2（0.7%）	4（1.4%）	2（0.7%）
その他	12（5.7%）	23（7.8%）	11（3.8%）	18（5.9%）
合　　計	209（100.0%）	295（100.0%）	291（100.0%）	304（100.0%）

（２）紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助（男女雇用機会均等法第17 条）

◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は5 件。（図2－3）
◆セクシュアルハラスメントに関する事案が4件、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案が1件となっている。（表2－2）
◆ 援助を開始した事案は、労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、全て解決に至っている。

図2－3　鹿児島労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

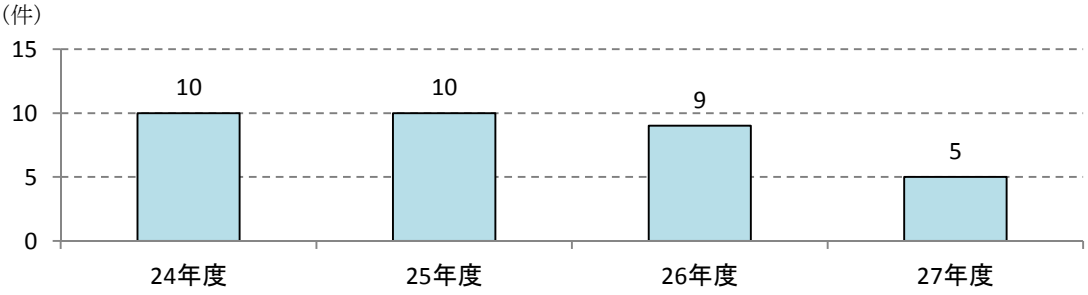

表2－2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移　　（件・割合）

条項＼年度	24年度	25年度	26年度	27年度
第9条関係（婚姻,妊娠･出産等を理由とした不利益取扱い)	5（50.0%）	6（60.0%）	4（44.4%）	1（20.0%）
第11条関係（セクシュアルハラスメント)	4（40.0%）	2（20.0%）	5（55.6%）	4（80.0%）
第12条,13条関係（母性健康管理措置)	1（10.0%）	2（20.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
合　　計	10（100.0%）	10（100.0%）	9（100.0%）	5（100.0%）

② 機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第18 条)

◆ 調停申請受理件数は6件。

○申請の内容は、「第11条関係(セクシュアルハラスメント)」が3件、「第9条関係(妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」が2件、「第13条関係（母性健康管理措置）」が1件であった。(図2－4、表2－3)。
○全ての事案について調停が開始され、うち3件は調停案が受諾された。

図2－4　機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

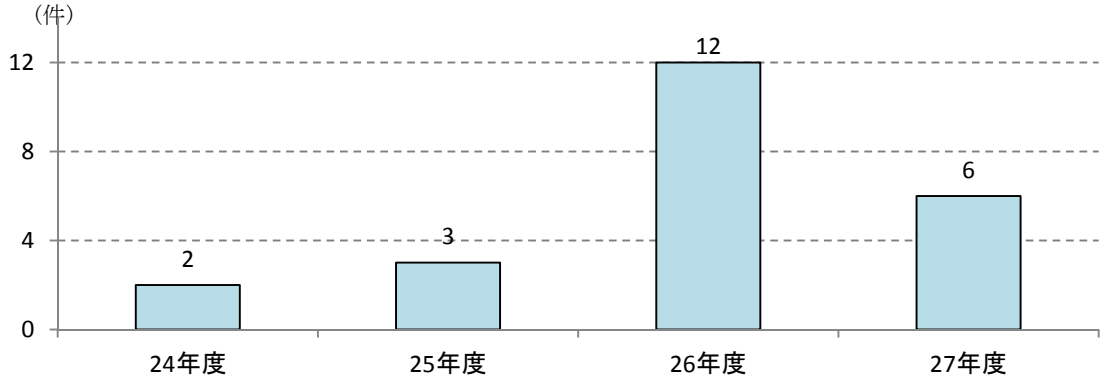

表2－3　機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移　　（件・割合）

条項＼年度	24年度	25年度	26年度	27年度
第6条関係（配置･昇進･降格･教育訓練等)	1（50.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
第9条関係（婚姻,妊娠･出産等を理由とした不利益取扱い)	1（50.0%）	0（0.0%）	1（8.3%）	2（33.3%）
第11条関係（セクシュアルハラスメント)	0（0.0%）	3（100.0%）	11（91.7%）	3（50.0%）
第12条,13条関係（母性健康管理措置)	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（16.7%）
合　　計	2（100.0%）	3（100.0%）	12（100.0%）	6（100.0%）

（３）雇用均等室が行った是正指導（男女雇用機会均等法第29 条）

◆ 292事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、セクシュアルハラスメントの防止措置義務違反をはじめ何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された190事業所(65.1%)に対し、675件の是正指導を実施。
◆ 是正指導を受けた事業所のうち、186事業所（97.9%)が年度内に是正完了。

○指導内容としては、「第11 条関係(セクシュアルハラスメント)」が最も多く412件(61.0%)、次いで「第12 条、13 条関係(母性健康管理)」で261件(38.7%)となっている。(表2－4)。

表2－4 是正指導件数の推移　（件・割合）

条項＼年度	24年度	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集･採用)	1（1.3%)	4（1.7%)	3（0.5%)	0（0%)
第6条（配置･昇進･降格･教育訓練等)	4（5.2%)	1（0.4%)	1（0.2%)	0（0%)
第9条関係（婚姻,妊娠･出産等を理由とした不利益取扱い)	2（2.6%)	3（1.2%)	1（0.2%)	2（0.3%)
第11条関係（セクシュアルハラスメント)	58（75.3%)	142（58.9%)	414（64.9%)	412（61.0%)
第12条,13条関係（母性健康管理措置)	12（15.6%)	91（37.8%)	219（34.3%)	261（38.7%)
合　　計	77（100.0%)	241（100.0%)	638（100.0%)	675（100.0%)

3 育児・介護休業法の施行状況

（1）雇用均等室への相談

◆ 育児・介護休業法に関する相談は398件で、前年度より92件減少している。
◆全体の相談件数は減少しているが、労働者からの相談は138件と前年度に比べ33件増加し、労働者からの相談割合が増えている。
◆ 相談件数のうち、育児休業制度に関する相談が最多の101件であり、相談件数の25.4%、次いで育児のための所定労働時間の短縮措置等に関する相談が70件であり、相談件数の17.6%となっている。

○相談全体の件数は398件で前年度より92件減少しているが、労働者からの相談は138件であり、前年度より33件増加している(図3－1)。
○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が減ったものの213件と全体の53.5%を占めている。また、労働者からの相談は138 件であり、相談件数の34.7%と前年より13.3ポイント増加（前年21.4%)(図3－1)。
○相談内容別にみると、育児関係では「第5条関係(休業制度)」が101 件(25.4%)で最も多く、次いで「第23 条第 1 項、第23 条第2項(所定労働時間の短縮措置等)」 70 件(17.6%)となっている(表3－1)。
○介護関係では、「第11 条関係(休業制度)」が24 件(6.0%)、「第16 条の5、第16 条の6関係(介護休暇)」 16 件(4.0%)、「第23 条第 3 項関係(所定労働時間の短縮措置等)」 5 件(1.3%)の順となっている(表3－1)。

図3－1 相談件数推移

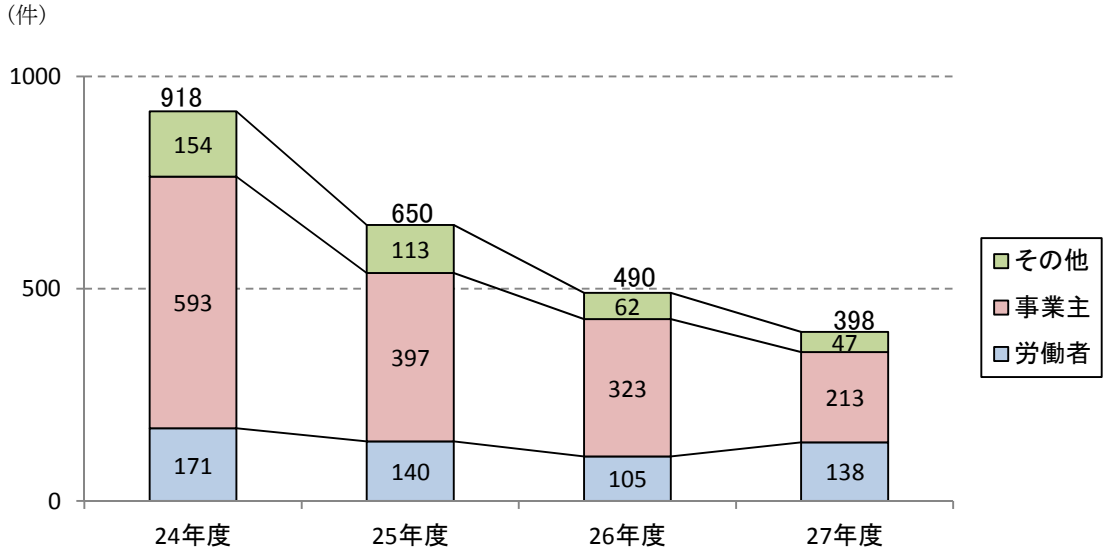

表3－1　相談内容　　(　)内は育・介法関係相談に占める割合

条項＼年度		24年度	25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係（休業制度）	210（22.9%）	143（22.0%）	102（20.9%）	101（25.4%）
	第16条の2,16条の3関係（子の看護休暇）	102（11.1%）	60（9.2%）	36（7.4%）	32（8.0%）
	第10条,第16条の4,第16条の9,第18条の2,第20条の2,第23条	24（2.6%）	39（6.0%）	43（8.8%）	37（9.3%）
	第16条の8関係（所定外労働の制限）	90（9.8%）	21（3.2%）	20（4.1%）	19（4.8%）
	第17条関係（時間外労働の制限）	39（4.2%）	16（2.5%）	16（3.3%）	9（2.3%）
	第18条関係（深夜業の制限）	19（2.1%）	11（1.7%）	11（2.3%）	8（2.0%）
	第23条第1項,第23条第2項関係（所定労働時間の短縮措置	192（20.9%）	162（24.9%）	83（17.0%）	70（17.6%）
	第24条第1項関係（所定労働時間の短縮措置）	6（0.7%）	4（0.6%）	28（5.8%）	6（1.5%）
	第26条関係（労働者の配置に関する配慮）	3（0.3%）	4（0.6%）	5（1.1%）	0（0%）
	第52条の4関係（紛争解決援助に係る不利益取扱い）	0（0%）	2（0.3%）	0（0%）	1（0.3%）
	則第5条第4項から第6項関係（休業期間等の通知）	7（0.8%）	15（2.3%）	11（2.3%）	1（0.3%）
	その他	42（4.6%）	86（13.2%）	47（9.6%）	56（14.1%）
	小　計	734（80.0%）	563（86.6%）	402（82.1%）	340（85.4%）
介護関係	第11条関係（休業制度）	58（6.3%）	32（4.9%）	26（5.3%）	24（6.0%）
	第16条の5,第16条の6関係（介護休暇）	83（9.0%）	25（3.8%）	23（4.7%）	16（4.0%）
	第16条,第16条の7,第18条の2,第20条の2,第23条の2,第52条	1（0.1%）	0（0.0%）	1（0.2%）	0（0%）
	第18条関係（時間外労働の制限）	6（0.7%）	5（0.8%）	7（1.5%）	2（0.5%）
	第20条関係（深夜業の制限）	3（0.3%）	4（0.6%）	4（0.9%）	1（0.3%）
	第23条第3項関係（所定労働時間の短縮措置等）	21（2.3%）	12（1.8%）	13（2.7%）	5（1.3%）
	第24条第2項関係（所定労働時間の短縮措置）	0（0.0%）	0（0.0%）	5（1.1%）	1（0.3%）
	第26条関係（労働者の配置に関する配慮）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（0.2%）	1（0.3%）
	則第5条第4項から第6項関係（休業期間等の通知）	4（0.4%）	3（0.5%）	3（0.7%）	1（0.3%）
	その他	8（0.8%）	6（0.9%）	5（1.1%）	7（1.8%）
	小　計	184（20.0%）	87（13.4%）	88（18.0%）	58（14.6%）
育児・介護休業法関係相談合計		918（100.0%）	650（100.0%）	490（100.0%）	398（100.0%）

表3－2　労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する主な相談内容
（　）内は育・介法関係相談に占める割合

条項＼年度		24年度	25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係（休業制度）	29（22.3%）	27（22.1%）	19（19.4%）	26（21.8%）
	第5条関係（期間雇用者の休業）	7（5.4%）	7（5.7%）	4（4.1%）	12（10.1%）
	第16条の2,16条の3関係（子の看護休暇）	17（13.1%）	9（7.4%）	9（9.2%）	8（6.7%）
	第10条（育児休業に係る不利益取扱い）	11（8.5%）	17（13.9%）	16（16.3%）	14（11.8%）
	第16条等（育児休業以外に係る不利益取い）	2（1.5%）	3（2.5%）	4（4.1%）	4（3.4%）
	第16条の8関係（所定外労働の制限）	7（5.4%）	5（4.1%）	2（2.0%）	6（5.0%）
	第17条関係（時間外労働の制限）	4（3.1%）	3（2.5%）	2（2.0%）	2（1.7%）
	第18条関係（深夜業の制限）	7（5.4%）	3（2.5%）	2（2.0%）	3（2.5%）
	第23条第1項,第23条第2項関係（所定労働時間の短縮措置	26（20.0%）	20（16.4%）	11（11.2%）	21（17.6%）
	第24条第1項関係（所定労働時間の短縮措置）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.0%）	2（1.7%）
	第26条関係（労働者の配置に関する配慮）	3（2.3%）	3（2.5%）	4（4.1%）	0（0.0%）
	第52条の4関係（紛争解決援助制度に係る不利益取扱い）	0（0.0%）	1（0.8%）	0（0.0%）	1（0.8%）
	則第5条第4項から第6項関係（休業期間等の通知）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
	その他	10（7.7%）	13（10.7%）	10（10.2%）	14（11.8%）
	小　計	123（94.6%）	111（91.0%）	84（85.7%）	113（95.0%）

条項＼年度		24年度	25年度	26年度	27年度
介護関係	第11条関係（休業制度）	2（1.5%）	6（4.9%）	3（3.1%）	2（1.7%）
	第11条関係（期間雇用者の休業）	1（0.8%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
	第16条の5,第16条の6関係（介護休暇）	1（0.8%）	3（2.5%）	4（4.1%）	2（1.7%）
	第16条等（不利益取扱い）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.0%）	0（0.0%）
	第18条関係（時間外労働の制限）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.0%）	0（0.0%）
	第20条関係（深夜業の制限）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.0%）	0（0.0%）
	第23条第3項関係（所定労働時間の短縮措置等）	2（1.5%）	0（0.0%）	1（1.0%）	0（0.0%）
	第24条の2関係（所定労働時間の短縮措置等）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.0%）	0（0.0%）
	第26条関係（労働者の配置に関する配慮）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.0%）	1（0.8%）
	則第5条第4項から第6項関係（休業期間等の通知）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.0%）	0（0.0%）
	その他	1（0.8%）	2（1.6%）	0（0.0%）	1（0.8%）
	小　計	7（5.4%）	11（9.0%）	14（14.3%）	6（5.0%）
育児・介護休業法関係相談合計		130（100.0%）	122（100.0%）	98（100.0%）	119（100.0%）

（２）紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助（育児・介護休業法第52 条の4)

◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は3件と微増。
◆ 両立支援調停会議の申請は0件であった。

○紛争解決援助の申立受理件数は3件であった。(図3－2)。申立の内容は、休業に係る不利益取扱い事案と、所定労働時間の短縮措置等に係る事案。(表3－3)であり、労働局長による助言の結果、全事案解決し、終了した。

図3－2　鹿児島労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

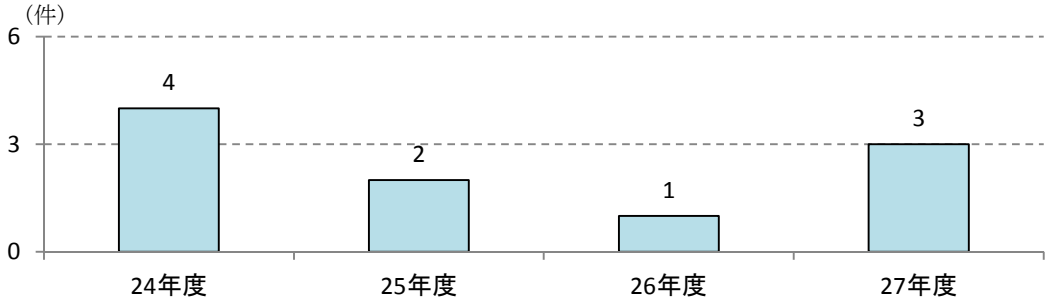

表3－3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移　　(件・割合)

条項＼年度		24年度	25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係　(休業制度)	0（0.0%)	1（50.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)
	第5条関係（期間雇用者の休業)	0（0.0%)	1（50.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)
	第16条の2,16条の3関係（子の看護休暇に係る事案)	2（50.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)
	第10条関係（育児休業に係る不利益取扱い)	1（25.0%)	0（0.0%)	1(100.0%)	2(66.7%)
	第16条の4,第16条の9,第18条の2,第20条の2,第23条の2関係（育児休業以外に係る不利益取い)	1（25.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)
	第23条関係（所定労働時間の短縮措置)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)	1（33.3%)
介護関係	第11条関係（休業制度)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)
	第16条,第16条の7,第18条の2,第20条の2,第23条の2,第52条の4関係（不利益取扱い)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)
合　　計		4（100.0%)	2（100.0%)	1(100.0%)	3(100.0%)

（３)雇用均等室が行った是正指導（育児・介護休業法第56 条)

◆201事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された201事業所(100%)に対し、547件の是正指導を実施。
◆ 是正指導を受けた事業所のうち、98%が年度内に是正。

○指導内容としては、育児関係では、「第23条(所定労働時間の短縮措置)」が64件(11.7%)、「第24条関係(所定労働時間の短縮措置)」が100件(18.3%)、介護関係では「第11条（介護休業）」が40件(7. 3%) となっている(表3－4)。

表3－4　是正指導件数の推移　（件・割合）

条項	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係（休業制度)	213（17.0%)	68（12.5%)	49（8.6%)	63（11.5%)
	第16条の2,16条の3関係（子の看護休暇)	165（13.2%)	59（10.9%)	58（10.2%)	57（10.4%)
	第10条,第16条の4,第16条の9,第18条の2,第20条の2,第23条	0（0.0%)	1（0.2%)	0（0.0%)	1（0.2%)
	第16条の8関係（所定外労働の制限)	23（1.8%)	19（3.5%)	46（8.1%)	38（6.9%)
	第17条関係（時間外労働の制限)	126（10.1%)	60（11.1%)	11（1.9%)	2（0.4%)
	第18条関係（深夜業の制限)	13（1.0%)	2（0.4%)	10（1.8%)	3（0.5%)
	第23条第1項,第23条第2項関係（所定労働時間の短縮措置	164（13.1%)	50（9.2%)	85（15.0%)	64（11.7%)
	第24条第1項関係（所定労働時間の短縮措置)	36（2.9%)	93（17.2%)	60（10.6%)	100（18.3%)
	則第5条第4項から第6項関係（休業期間等の通知)	0（0.0%)	2（0.4%)	0（0.0%)	0（0.0%)
	小　計	740（59.2%)	354（65.3%)	319（56.3%)	328（60.0%)
条項	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
介護関係	第11条関係（休業制度)	76（6.1%)	21（3.9%)	28（4.9%)	40（7.3%)
	第16条の5,第16条の6関係（介護休暇)	28（2.2%)	18（3.3%)	43（7.6%)	37（6.8%)
	第18条関係（時間外労働の制限)	51（4.1%)	7（1.3%)	11（1.9%)	0（0.0%)
	第20条関係（深夜業の制限)	13（1.0%)	2（0.4%)	11（1.9%)	0（0.0%)
	第23条第3項関係（所定労働時間の短縮措置等)	80（6.4%)	21（3.9%)	12（2.1%)	0（0.0%)
	第24条第2項関係（所定労働時間の短縮措置)	0（0.0%)	1（0.2%)	1（0.2%)	0（0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係（休業期間等の通知)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)	0（0.0%)
	小　計	248（19.8%)	70（12.9%)	106（18.7%)	77（14.1%)
職業家庭両立推進者		263（21.0%)	118（21.8%)	142（25.0%)	142（26.0%)
合　計		1,251（100.0%)	542（100.0%)	567（100.0%)	547（100.0%)

４ パートタイム労働法の施行状況

（１)雇用均等室への相談

◆ 相談件数は178件であり、前年度より190件減少。しかし、労働者からの相談件数は75件であり、前年度より31件増加した。

○平成27年度に雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法に関する相談は178件であった。相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が87件であり、全体の48.9%を占めている(図4－1)。

○相談内訳別にみると、「第6条関係(労働条件の文書交付等)」が37件(20.8%)、「第16条関係（相談のための体制の整備)」が32件(18.0%)となっている(表4－1)。

図4－1　相談件数推移

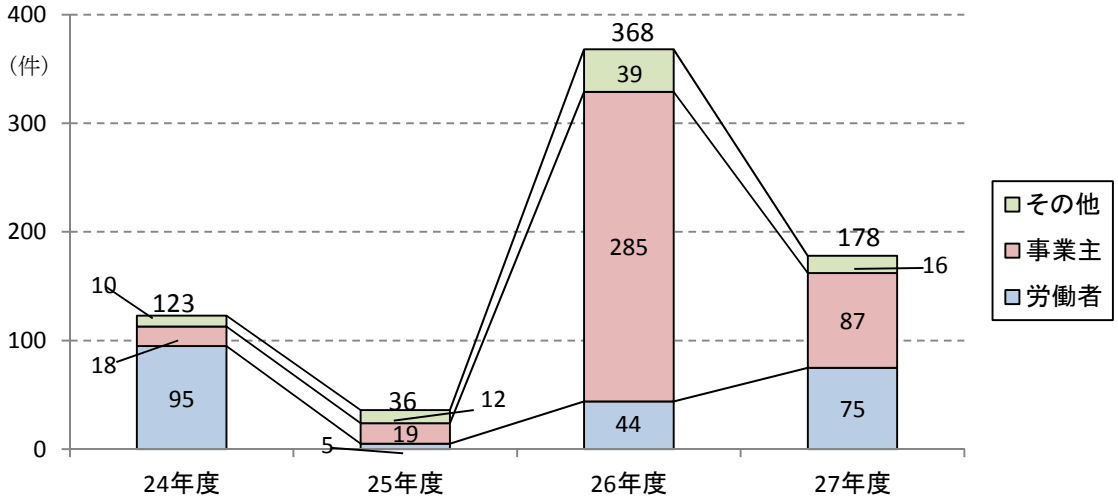

表4－1　相談件数推移

条項　　年度	25年度	26年度	27年度
第6条関係（労働条件の文書交付等)	3　(8.3%)	22　(6.0%)	37　(20.8%)
第7条関係（就業規則の作成手続)	0　(0.0%)	3　(0.8%)	1　(0.6%)
第8条関係（短時間労働者の待遇の原則)			7　(3.9%)
第9条関係（差別的取扱いの禁止)　(旧8条)	1　(2.8%)	10　(2.7%)	13　(7.3%)
第10条関係（賃金)　(旧第9条)	2　(5.6%)	12　(3.3%)	14　(7.9%)
第11条関係（教育訓練)　(旧第10条)	0　(0.0%)	4　(1.1%)	4　(2.2%)
第12条関係（福利厚生施設)　(旧第11条)	0　(0.0%)	4　(1.1%)	4　(2.2%)
第13条関係（通常の労働者への転換)　(旧第12条)	8　(22.2%)	15　(4.1%)	11　(6.2%)
第14条第1項関係（措置の内容の説明)			17　(9.6%)
第14条第2項関係（待遇に関する説明)　(旧第13条)	2　(5.6%)	21　(5.7%)	12　(6.7%)
第15条関係（指針)　(旧第14条)	9　(25.0%)	16　(4.3%)	10　(5.6%)
第16条関係（相談のため体制の整備)			32　(18.0%)
第17条関係（短時間雇用管理者)　(旧第15条)	1　(2.8%)	0　(0.0%)	0　(0.0%)
その他（年休,解雇,社会保険等)	10　(27.8%)	261　(70.9%)	16　(9.0%)
合　　計	36　(100.0%)	368　(100.0%)	178　(100.0%)

※(　)内の旧条項は、平成25･26年度における改正前のパートタイム労働法の条項を指す。(以下同じ)

表4－2　うち短時間労働者からの相談内訳の推移

条項　　年度	25年度	26年度	27年度
第6条関係（労働条件の文書交付等）	0 （0.0%）	13 （29.5%）	16 （21.3%）
第7条関係（就業規則の作成手続）	0 （0.0%）	1 （2.3%）	0 （0.0%）
第8条関係（短時間労働者の待遇の原則）			1 （1.3%）
第9条関係（差別的取扱いの禁止）　（旧8条）	0 （0.0%）	2 （4.5%）	4 （5.3%）
第10条関係（賃金）　（旧第9条）	0 （0.0%）	4 （9.1%）	5 （6.7%）
第11条関係（教育訓練）　（旧第10条）	0 （0.0%）	1 （2.3%）	2 （2.7%）
第12条関係（福利厚生施設）　（旧第11条）	0 （0.0%）	1 （2.3%）	2 （2.7%）
第13条関係（通常の労働者への転換）　（旧第12条）	2 （40.0%）	5 （11.4%）	4 （5.3%）
第14条第1項関係（措置の内容の説明）			7 （9.3%）
第14条第2項関係（待遇に関する説明）　（旧第13条）	0 （0.0%）	11 （25.0%）	10 （13.3%）
第15条関係（指針）　（旧第14条）	2 （40.0%）	6 （13.6%）	3 （4.0%）
第16条関係（相談のため体制の整備）			15 （20.0%）
第17条関係（短時間雇用管理者）　（旧第15条）	0 （0.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）
その他（年休,解雇,社会保険等）	1 （20.0%）	0 （0.0%）	6 （8.0%）
合　　計	5 （100.0%）	44 （100.0%）	75 （100.0%）

（３）雇用均等室が行った是正指導（パートタイム労働法第16 条）

◆ 211事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された200事業所(94.8%)に対し、519件の是正指導を実施。
◆ 是正指導を受けた事業所は、年度内に99.0%が是正。

○指導内容としては、「第7条関係（就業規則の作成手続)」の是正が最も多く110件（21.2%)、次いで「第6条関係（労働条件の文書交付等)」の未実施が84件（16.2%)となっている。(表4－2)。

図4－2 報告徴収件数、是正指導件数の推移

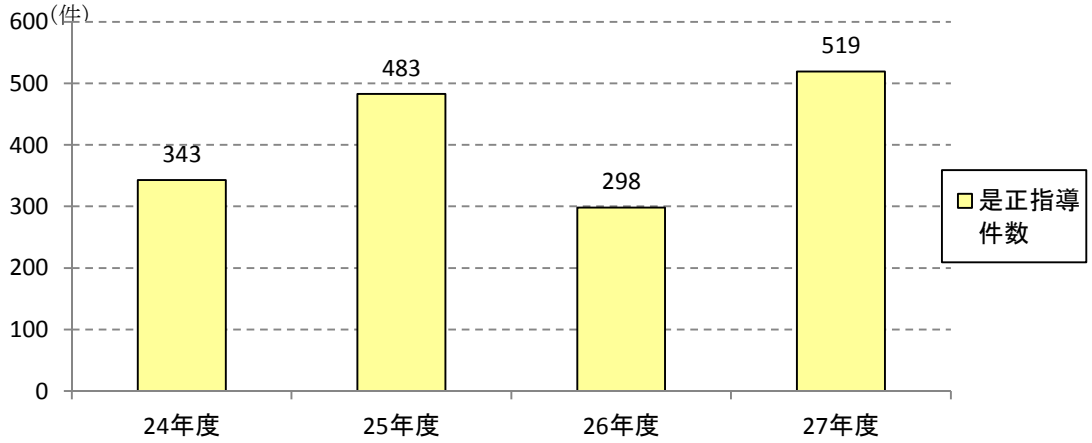

表4－2 是正指導件数の推移

条項＼年度	24年度	25年度	26年度	27年度
第6条関係（労働条件の文書交付等)	76（22.2%)	72 （14.9%)	40 （13.4%)	84 （16.2%)
第7条関係（就業規則の作成手続)	81（23.6%)	95 （19.7%)	40 （13.4%)	110 （21.2%)
第10条関係（賃金)	19（5.5%)	90 （18.6%)	29 （9.7%)	70 （13.5%)
第11条関係（教育訓練)	4（1.2%)	5 （1.0%)	2 （0.7%)	0 （0.0%)
第13条関係（通常の労働者への転換)	114（33.2%)	153 （31.7%)	95 （31.9%)	71 （13.7%)
第14条1項関係（措置の内容の説明)				68 （13.1%)
第16条関係（相談のための体制の整備)				43 （8.3%)
第17条関係（短時間雇用管理者)	37（10.8%)	34 （7.0%)	73 （24.5%)	73 （14.1%)
旧第14条関係（指針)	12（3.5%)	34 （7.0%)	19 （6.4%)	
合　　計	343（100.0%)	483 （100.0%)	298 （100.0%)	519 （100.0%)

鹿児島労働局における紛争解決事例

資料　1

○ 妊娠による体調不良を理由に退職勧奨を受け、勤務が継続できなくなったため補償を求めた事例

妊娠による体調不良のため、主治医からの診断書を持参し直属の上司へ休業の申し出をしたが、今後働き続けるのは難しいのではないかと退職勧奨を受けた。

何度も話合いをしたが、直属の上司の理解が得られそうにないと思い、退職することを決めた。本当は産前・産後休業、育児休業を取得して働き続けたいと思っていた。

◆　女性労働者（申立者）からの申立内容

・妊娠による体調不良のため、主治医からの診断書に基づき休業の申し出をしただけなのに、上司の理解が得られず、退職せざるを得ない状況になった。
・男女雇用機会均等法第 13 条の母性健康管理措置を事業所が理解し、対応してくれれば、また、同法第 9 条の妊娠を理由とする不利益取扱いに該当するという認識を事業所が持っていれば、働き続けることはできたはずである。
・理解のない職場に自分はもう戻るつもりはないが、急に職を失うことになり、すぐに再就職は難しい状況でもあるため、産前休業まで働いていれば得られたであろう給与相当額を、補償として求めたい。

◆　事業主からの事情聴取

・直属の上司が対応しており、事業主へは申立者から妊娠の体調不良のため、退職したいという申し出があったと報告を受けていた。
・対応した上司に確認したところ、妊娠による体調不良に対し、本人の体調を心配して退職勧奨を行ったことを認めた。

◆　労働局長による援助

・均等法第 13 条では、妊娠中の症状に対応する措置として、主治医からの指導事項を守ることができるようにするため、必要な措置を講じなければならないと定められており、本件は申し出があったにも関わらず、主治医からの指導事項への対応を行わなかったことについて法違反が認められる。また、退職勧奨を行ったことは均等法第 9 条に規定する妊娠を理由とする不利益な取扱いに該当し法違反であることを指摘。

・相談者は今回の件で会社への信頼を失っており、すでに継続勤務の意思はなくなってしまったが、元々は妊娠・出産後も継続して勤務するつもりでいた。申立者の意向を踏まえ、補償の支払いに応じるよう助言。

◆　結果

・事業所は申立者に対し、補償金を支払い、今後同様な事案が起こらないよう、申立者の上司を含むに全職員に対し、妊娠・出産者に対する法律や制度について研修を実施した。

○ セクシュアルハラスメントにより退職せざるを得なくなった事例

直属の上司から､体を触るなどのセクシュアルハラスメントを受けるようになり、食事の誘いなどを拒んでいたところ、仕事の連絡を無視されるなどの嫌がらせを受けるようになり、心身に変調をきたし職務に支障が生じるまでに至った。会社に相談窓口もなく、相談もできず、退職せざるを得なくなり退職。現在も心身の不調が続いている。

◆　女性労働者（申立者）からの申立内容

・仕事に慣れてきた頃であったのに、セクシュアルハラスメントを受けた上に嫌がらせを受け、退職せざるを得なくなった。退職後も体調が改善せず、求職活動もすぐできず経済的にも困窮した状況。

・セクシュアルハラスメントがなければ、勤務を続けていたはずである。会社がセクシュアルハラスメントの防止措置を実施していなかったからこそ、相談する場所もわからず、結局退職せざるを得なくなったため、会社に対し自分が受けた精神的苦痛に対する慰謝料を請求する。

◆　事業主からの事情聴取

・事業主が、申立者からセクシュアルハラスメントを受けたという相談を受けたのは、労働者の退職後であった。在職中に相談をしてくれていれば、対応できたのではないかと思う。

・申立者は元々体があまり強い方ではなく、急な休みも多かった。体調不良の原因は全てが会社の原因とはいえないのではないかとの考えもあるが真摯に対応したい。

◆　労働局長による援助

・均等法第 11 条に、事業主はセクシュアルハラスメント防止措置を講じるよう定められており､相談窓口をあらかじめ設置し全従業員に周知しておくことや、相談を受けた際には適切に対応すること等が義務づけられている。今回申立者が相談できなかったのは、あらかじめ相談窓口の設置、防止措置等の策定から周知に至るまで法に沿った対応がなされていなかったためであることを指摘。

・申立者の意向に沿って、慰謝料の支払いに応じるよう助言。

◆　結果

・事業主は法に沿ってセクシュアルハラスメント防止措置等を講じていなかったことの責任を認め、慰謝料の支払いについて合意。今後、同様な事案が起こらないよう、セクシュアルハラスメント防止規定を定め、全労働者に対し周知・啓発を実施した。

「全国マタハラ未然防止キャラバン」を実施します

平成 29 年 1 月 1 日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法（以下「改正法」という。）が全面施行されることに伴い、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられます。

そこで、事業主等の皆様に妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の必要性、並びに改正法及び関係省令等に基づき新たに義務付けられる内容等について理解を深めていただくため、全国の都道府県労働局において事業主等を対象とした説明会を「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打って実施するとともに、特別相談窓口を開設します。

鹿児島労働局においては、全国マタハラの未然防止キャラバンの一環として、次のとおり実施し、積極的にマタハラの未然防止のための周知・啓発を行います。

〈いわゆる「マタニティハラスメント」対応特別相談窓口の開設〉

日　時：平成２８年９月１日(木)～平成２８年１２月２８日(水)　８時３０分～１６時３０分
場　所：鹿児島労働局雇用環境･均等室（西千石庁舎）
（ 鹿児島市西千石町 1-1　鹿児島西千石第一生命ビル 2Ｆ　℡099-222-8446 ）
内　容：妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて
対象者：労働者・事業主

〈改正法説明会等〉

事業主・人事労務担当者向けに、次の日程で実施する予定にしています。
会場等詳細が決定次第、鹿児島労働局ホームページ内等でご案内します。

開催日	時間	名称	会場
10 月 12 日(水)	13:30～16:00	改正均等法･育介法説明会	霧島市(会場未定)
10 月 19 日(水)	13:30～16:00	改正均等法･育介法説明会	鹿屋市(会場未定)
10 月 21 日(金)	13:30～16:20	鹿児島県労働セミナー	姶良保健所　2階大会議室 (霧島市隼人町松永 3320－16)
10 月 27 日(木)	13:30～16:20	鹿児島県労働セミナー	大隅地域振興局　別館2階大会議室 (鹿屋市打馬 2 丁目 16－6)
11 月 1 日(火)	13:30～16:20	鹿児島県労働セミナー	大島支庁　本館4階大会議室 (奄美市名瀬永田町 17－3)
11 月 7 日か 8 日	13:30～16:00	改正均等法･育介法説明会	鹿児島市(会場未定)
11 月 11 日(金)	13:30～16:20	鹿児島県労働セミナー	北薩地域振興局　駐車場内別棟 3 階 第 5 会議室(薩摩川内市神田町 1－22)
11 月 17 日(木)	13:30～16:00	改正均等法･育介法説明会	薩摩川内市(会場未定)
11 月 18 日(金)	13:30～16:20	鹿児島県労働セミナー	かごしま県民交流センター東棟第4階 大研修室3(鹿児島市山下町 14－50)
11 月 30 日(水)	9:30～12:00	改正均等法･育介法説明会	鹿児島市(会場未定)
11 月 30 日(水)	13:30～16:00	改正均等法･育介法説明会	鹿児島市(会場未定)

（添付資料）別添２　ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

都道府県労働局では、雇用環境・均等部（室）に

別添 2

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

いわゆる「マタニティハラスメント」に関するご相談等を受け付けます

期間：平成28年９月１日（木）～平成28年12月28日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・

働く人

上司に妊娠を報告したら**「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」**と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から**「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」**と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

企業の担当者

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられます。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 雇用均等 ＞ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
（母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください）

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人
◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人 企業の担当者
◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者
◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止※されています。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

相談してください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫　**プライバシーは厳守**します。

まずは相談してください！！　相談は**無料**です！

Q．どのような相談ができますか？

A．上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントについてもご相談いただけます。

Q．女性しか相談できませんか？

A．男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q．妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A．相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

鹿児島労働局　ハラスメント対応特別相談窓口

鹿児島労働局　雇用環境・均等室

受付時間　８時30分～16時30分（ 17時15分閉庁）
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号　099－222－8446

住　　所　鹿児島市西千石町１－１鹿児島西千石第一生命ビル２階

相談内容　上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱い。職場におけるセクシュアルハラスメントなど。